那須烏山市サイクルスタンド設置等補助金交付規程

令和　年　月　日

那須烏山市規程第　号

（趣旨）

第１条　この規程は、市内の飲食店等の事業者がサイクルスタンドを設置するための費用の一部を補助することによりサイクルスタンドの普及を促進し、自転車を利用する観光客及び市民（以下「自転車利用者」という。）の利便性の向上を図り、もって市内のサイクルツーリズムの振興を図るとともに、自転車利用者の健康増進及びSDGsの達成に向けた脱炭素社会の形成を促進することを目的とするサイクルスタンド設置等補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助金等交付規則の適用）

第２条　補助金の交付に関しては、この規程に定めるもののほか、那須烏山市補助金等交付規則（平成17年10月那須烏山市規則第46号）の定めるところによる。

（定義）

第３条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　サイクルスタンド　自立式スタンドが付いていない自転車の駐輪を可能とするものをいう。

⑵　サイクルツーリズム　自転車を利用した観光をいう。

⑶　サイクリングコース　自転車で走るためのモデルコース（以下この項において「モデルコース」という。）であって、次に掲げるものをいう。

ア　市が作成したモデルコース

イ　県その他の地方公共団体又は観光協会その他の関係団体が作成し、かつ、市の区域内を通過するモデルコース

⑷　サイクルマップ　サイクリングコースが記載された地図をいう。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、市の区域内に事業所を有する者であって、次のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときはこの限りでない。

　⑴　飲食業、小売業その他サービス業を営む者であって、この規程の趣旨に賛同し、おもてなしの心で自転車利用者を迎える者

　⑵　サイクルマップのサイクリングコース沿い又はその付近に事業所を有していると市長が認める者

（補助対象経費等）

第５条　補助金の交付の対象となるサイクルスタンドは、令和５年４月１日から令和８年３月31日までに設置したものとする。

２　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、サイクルスタンドの購入費及び設置費とする。

（補助金の額）

第６条　補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その額は、前条第２項に規定する補助対象経費の額の２分の１に相当する額又は10,000円のうちいずれか低い額とする。

２　前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

３　補助金の交付は、１事業者につき１回限りとする。ただし、災害その他本人の責めによらない特別の事情によりサイクルスタンドが毀損した場合であって、市長が特に認めたときは、この限りでない。

　（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、サイクルスタンド設置等補助金交付申請書兼請求書（別記様式第１号）に市長が必要と認める書類を添付し、市長に申請しなければならない。

２　前項の規定による申請は、サイクルスタンドを設置した日の属する年度の３月31日までに行わなければならない。

　（補助金の交付決定）

第８条　市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、補助金の交付の可否を審査し、補助金を交付することに決定したときはサイクルスタンド設置等補助金交付決定通知書（別記様式第２号）により、補助金を交付しないと決定したときはサイクルスタンド設置等補助金不交付決定通知書（別記様式第３号）により当該申請のあった者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

　（補助金交付台帳の整備）

第９条　市長は、補助金の交付状況を把握するため、サイクルスタンド設置等補助金交付台帳（別記様式第４号）を備え付けるものとする。

（調査等）

第10条　市長は、必要があると認めたときは、補助金の交付を受けた者について調査し、又は報告を求めることができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第11条　市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、その者に係る交付決定を取り消すことができる。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

⑴　虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

⑵　その他市長が補助金を交付することが適当でないと認める事由があるとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、サイクルスタンド設置等補助金交付決定取消通知書（別記様式第５号）により当該取消しをした者に通知するものとする。

　（補助金の返還）

第12条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その者に対し既に交付した補助金があるときは、サイクルスタンド設置等補助金交付金返還命令書（別記様式第６号）により期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

２　前項の規定により、補助金の返還の命令を受けた者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

　（その他）

第13条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和５年４月１日から施行する。

（この規程の失効）

２　この規程は、令和８年３月31日限り、その効力を失う。

　（失効に伴う経過措置）

３　この規程の失効の日までに補助金の交付を受けた者に対する第10条から第13条までの規定は、前項の規定にかかわらず、同日以後もなおその効力を有する。